

「2023年トルコ・シリア地震救援金」の受付について

1. 救援金の受付口座

1) 日本赤十字社岐阜県支部〔取り纏めいただいた義援金を振込む場合〕

金融機関	店名	口座番号	口座名義
十六銀行	あかなべ支店	(普) 1 6 6 9 7 9	救援金口 日本赤十字社岐阜県支部
大垣共立銀行	加納支店	(普) 4 5 4 9 1 6	支部長 <small>ふるた</small> 古田 <small>はじめ</small> 肇

「義援金」専用の振込依頼票がありますので、必要な場合はご連絡ください。
振込通知書上部点線四角内に必ず「トルコ・シリア地震」と明記ください。
同一金融機関の本店及び支店からの振込の場合は、手数料が免除されます。

2) 日本赤十字社（本社）

メガバンク口座

金融機関	店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	(普) 2 7 8 7 7 8 7	日本赤十字社
三菱 UFJ 銀行	やまびこ支店	(普) 2 1 0 5 7 9 0	
みずほ銀行	クヌギ支店	(普) 0 6 2 3 5 3 6	

ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。
受領証の発行を希望する場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部（電話：
03-3437-7081）に下記の内容をご連絡ください。
（住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名）

ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関	店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00110-2-5606	日本赤十字社
通信欄に「2023年トルコ・シリア地震救援金」と明記し、受領証の発行を希望する場合は、併せて「受領証希望」と記載ください。			

2. 受付期間

令和5年2月9日（木）から令和5年5月31日（水）まで

3. 税務上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄付金に該当します。

なお、本救援金については、個人住民税に係る寄附金控除の対象となり、取扱いについては下記のとおりです。

1 本措置の対象となる寄付金の要件

- (1) 2023年トルコ・シリア地震の被災者を救援するため、個人が日本赤十字社の各支部に対して拠出した寄付金であること。
- (2) 寄付金適用下限額1回あたり2,000円を超える寄付を行った個人であることかつ、寄付者居住地の日本赤十字社の支部長の受領証が発行されていること。
- (3) 本救援金の募集期間である令和5年2月9日（木）から下記2の取り扱い期間に収納された寄付金であること。

2 個人住民税の寄付金税額控除の対象となる寄付金としての取り扱い期間

取り扱い期間：令和5年2月9日（木）～令和5年3月31日（金）

※受付期間は令和5年2月9日（木）から令和5年5月31日（水）であるが、現在、総務大臣が個人住民税の寄付金税額控除の対象となる寄付金として承認している寄付金は令和5年3月31日（金）までであることから本件の取り扱い期間は上記のとおりとなります。令和5年4月1日から受付終了日までについては、次回の総務省告示にて承認を受けた場合、改めて通知いたします。